

経営改善計画策定支援事業の利用推進について

平成27年2月5日
中小企業庁事業環境部金融課

経営改善計画策定支援事業については、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の終了を契機として、中小企業・小規模事業者の資金繰りを確保するためのセーフティネットとして措置され、その後、平成25年12月に大幅な運用見直しを行い、本事業の活用促進を図ってきました。

一方、厳しい経営状況にあり、計画策定が必要な事業者は引き続き存在していることから、本事業のセーフティネットとしての機能を踏まえ、本事業の申請期限を撤廃するなどの運用見直しを行い、当該事業の一層の利用推進を図ることとします。

1. 運用の見直し

(1) 利用申請受付期限の撤廃

- ・利用申請受付期限については、平成26年度末（平成27年3月31日）までとしておりましたが、当該期限を撤廃し、平成27年度以降についても、引き続き当該事業を利用出来るようになりました。

(2) 支援対象事業者の追加

- ・支援対象事業者として「医療法人」を新たに支援対象として追加することとしました。
- ・なお、支援対象となる「医療法人」については、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人となります。

2. 「認定支援機関向けマニュアル・FAQ」の改訂・追加等更新

(1) 運用見直しに伴う改訂

- ・(Q1-3) 医療法人を支援対象事業者に追加しました。
- ・(Q4-1) 申請期限を撤廃しました。

(2) 説明事項の補足、追加事項

- ・(同意書の取扱いに係る留意事項)
これまでの取り扱いに変更はありませんが、説明の明確化を図るため、説明事項の補足及び追加を行いました。

- ・（Q3-2） 金融支援の内容について、補助事業の活用事例を参考として追加しました。

（参考）信用保証協会による経営支援の取り組み

- ・ 信用保証協会では、中小企業・小規模事業者の経営支援の取組の一環として、これまで経営改善計画策定支援事業の活用を促進してきたところです。
- ・ このような中、信用保証協会による経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対する経営支援を更に強化するため、平成26年度補正予算において財政措置を講じることとしています。

以上